一般財団法人木更津市水道サービスセンター定款

（平成29年5月29日　評議員会議決）
（平成31年3月26日　評議員会議決）
（令和元年9月30日　評議員会議決）

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、一般財団法人木更津市水道サービスセンターと称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を千葉県木更津市に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、かずさ水道広域連合企業団の合理的な運営に協力し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）非常用飲料水配布事業
（２）配水管及びその付属設備の修繕事業
（３）消火栓補修事業
（４）夜間待機等の事業
（５）給水装置の修繕事業
（６）水道メーターの取替事業
（７）貯水槽の維持管理事業
（８）水道メーターの検針事業
（９）管工事の設計、施工及び請負事業
（10）土木工事の設計、施工及び請負事業
（11）舗装工事の設計、施工及び請負事業
（12）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第９条　この法人に、評議員４名以上７名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第10条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「法人法」という。）第１７９条から第１９５条までの規定に従い、評議員会において行う。

（評議員の任期）

第11条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第12条　評議員に対して、日額１０，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

２　評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第５章　評議員会

（構　成）

第13条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第14条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）評議員の選任又は解任

（２）理事及び監事の選任又は解任

（３）理事及び監事の報酬の額

（４）評議員に対する報酬等の支給の基準

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（６）定款の変更

（７）残余財産の処分

（８）基本財産の処分又は除外の承認

（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第15条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第16条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　長）

第17条　評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

（決　議）

第18条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）定款の変更

（４）基本財産の処分又は除外の承認

（５）その他の法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２０条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第19条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第20条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　　４名以上１０名以内

（２）監事　　２名以内

２　理事のうち１名を理事長とし、１名を常務理事とすることができる。

３　前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第21条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を越えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第22条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び常務理事は、４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第24条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第25条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第26条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第７章　理事会

（構　成）

第27条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第28条　理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招　集）

第29条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第30条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（議事録）

第31条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　事務局

（事務局）

第32条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　前項以外の職員は、理事長が任免する。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第33条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１０条についても適用する。

（解　散）

第34条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（剰余金の分配の制限）

第35条　この法人は、剰余金の分配をすることができない。

（残余財産の帰属）

第36条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地

方公共団体に贈与するものとする。

第10章　公告の方法

（公告方法）

第37条　この法人の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、法人法第１２８条第３項に規定する措置により開示する。

第11章　補　則

（委　任）

第38条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の代表理事は、泉水　幹男とする。

附　則

（施行期日）

１　この定款は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この定款は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この定款は、議決の日から施行する。

一般財団法人木更津市水道サービスセンター

（３）人事に関する事項（令和５年３月３１日現在）

（ア）評議員一覧

役職名	氏名	選出区分	備考
評議員	田丸　功	学識経験者	令和２年６月24日 重任
評議員	鶴岡　慎一郎	木更津市管工事業協同組合副理事長	令和２年６月24日 重任
評議員	小倉　孝雄	木更津市管工事業協同組合監事	令和２年６月24日 重任
評議員	時田　啓美	公益社団法人木更津市シルバー人材センター常務理事	令和２年６月24日 重任
評議員	鎌田　哲也	木更津市社会福祉協議会常務理事	令和２年６月24日 重任
評議員	平野　和之	かずさ水道広域連合企業団総務企画課班長	令和３年６月18日 就任

（イ）役員一覧

役職名	氏名	選出区分	備考
理事長	和田　啓	木更津市管工事業協同組合理事長	令和４年６月14日 重任
理事	桜井　伸治	木更津市管工事業協同組合理事	令和４年６月14日 重任
理事	永野　昭	木更津商工会議所専務理事	令和４年６月14日 重任
理事	山内　義実	東京ガスネットワーク（株）千葉支社副支社長	令和４年６月14日 重任
理事	鈴木　光教	かずさ水道広域連合企業団総務企画課長	令和４年６月14日 重任
理事	中村　忠男	かずさ水道広域連合企業団副課長	令和４年６月14日 就任
監事	嶋野　光弘	木更津市会計管理者	令和３年６月18日 就任
監事	金綱　房雄	学識経験者	令和３年６月18日 就任
理事	藤村　浩隆	前かずさ水道広域連合企業団副課長	令和４年６月14日 任期満了

令和4年度一般財団法人木更津市水道サービスセンター事業状況報告書

令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

1. 事業報告

（1）総括事項

当水道サービスセンターは、昭和４９年木更津市と木更津市管工事業協同組合が共同の寄附行為で設立したいわゆる第三セクターの公益法人として、木更津市水道事業の運営を補完し、多様化する水道行政に適切に対処するとともに、需要者の利便とサービスの向上に努めてまいりました。

平成２４年４月１日付けで一般財団法人へ移行し、現在公益目的支出計画を実施中であります。

令和４年度の事業については、事業収入の確保と経費の節減を進めたところ、当期正味財産は増加しました。

今後とも、なお一層業務の合理化・効率化を推進し、収益の確保を図り、経営の健全化と市民サービスの向上に努てまいります。

（2）事業報告

1）公益目的支出計画実施事業

ア. 非常用保存飲料水１，５００ケースを木更津市等に寄付しました。

イ．節水ＰＲとして、漏水修理時等に圧縮タオル等を３１０個配布しました。

ウ. かずさ水道広域連合企業団に特定寄附を行いました。

2）その他の実施事業

かずさ水道広域連合企業団等から次の業務を受託し、実施しました。

ア．配水管修繕工事

計画７７２件のところ、実績８３８件で６６件の増でした。

イ．水道メーター交換業務

計画１２，４３２個のところ、実績１０，９２１個で１，５１１個の減でした。

ウ．配水管漏水付帯舗装工事

計画２，３００㎡のところ、実績２，２７６．１㎡で２３．９㎡の減でした。

エ．検針業務

計画４５２，１７８件のところ、実績４５１，３６７件で８１１件の減でした。

オ．その他受託業務

漏水待機業務、夜間・休日受付業務及び他企業立会業務の受託事業を計画どおり実施しました。

カ．消火栓補修工事

計画１件のところ、実績０件でありませんでした。

3）自主事業

自主事業として、次の事業を実施しました。

ア．配水管事故漏水修繕工事

計画１２件のところ、実績４５件で３３件の増でした。

イ．給水装置修繕工事

計画５８８件のところ、実績５５１件で３７件の減でした。

ウ．不断水穿孔機取扱業務

計画３３件のところ、実績１６件で１７件の減でした。

２．庶務報告

（１）評議員会に関する事項

種　　別	開催年月日	議 案 番 号	件　　名	結　　果
臨　　時 評議員会	４年５月27日	報告第１号	令和３年度事業報告について	
		議案第１号	令和３年度決算の承認について	原案可決
定　　時 評議員会	４年６月14日	議案第１号	理事の選任について	原案可決

（２）理事会に関する事項

回　　数	開催年月日	議 案 番 号	件　　名	結　　果
１	４年５月19日	報告第１号	理事長の職務執行状況の報告について	
		議案第１号	令和３年度事業報告の承認について	原案可決
		議案第２号	令和３年度決算の承認について	原案可決
		議案第３号	評議員会への理事候補者の推薦について	原案可決
		議案第４号	臨時評議員会招集及び提出議案について	原案可決
		議案第５号	定時評議員会招集及び提出議案について	原案可決
２	４年６月14日	議案第１号	理事長(代表理事)の選定について	原案可決
３	４年12月９日	報告第１号	理事長の職務執行状況の報告について	原案可決
４	５年３月24日	報告第１号	理事長の職務執行状況の報告について	
		議案第１号	職員給与規程の一部を改正する規程の制定について	原案可決
		議案第２号	再雇用職員就業規程の一部を改正する規程の制定について	原案可決
		議案第３号	令和５年度事業計画及び正味財産増減予算案について	原案可決

（３）監査に関する事項

開催年月日	監　　査　　事　　項
令和４年5月13日	令和３年度事業報告及び決算について 財産の状況及び業務執行状況について

３）人事に関する事項（令和５年３月３１日現在）

ア）評議員一覧

役職名	氏名	選出区分	備考
評議員	田丸　功	学識経験者	令和２年６月24日 重任
評議員	鶴岡　慎一郎	木更津市管工事業協同組合副理事長	令和２年６月24日 重任
評議員	小倉　孝雄	木更津市管工事業協同組合監事	令和２年６月24日 重任
評議員	時田　啓美	公益社団法人木更津市シルバー人材センター常務理事	令和２年６月24日 重任
評議員	鎌田　哲也	木更津市社会福祉協議会常務理事	令和２年６月24日 重任
評議員	平野　和之	かずさ水道広域連合企業団総務企画課班長	令和３年６月18日 就任

イ）役員一覧

役職名	氏名	選出区分	備考
理事長	和田　啓	木更津市管工事業協同組合理事長	令和４年６月14日 重任
理事	桜井　伸治	木更津市管工事業協同組合理事	令和４年６月14日 重任
理事	永野　昭	木更津商工会議所専務理事	令和４年６月14日 重任
理事	山内　義実	東京ガスネットワーク（株）千葉支社副支社長	令和４年６月14日 重任
理事	鈴木　光教	かずさ水道広域連合企業団総務企画課長	令和４年６月14日 重任
理事	中村　忠男	かずさ水道広域連合企業団副課長	令和４年６月14日 就任
監事	嶋野　光弘	木更津市会計管理者	令和３年６月18日 就任
監事	金綱　房雄	学識経験者	令和３年６月18日 就任
理事	藤村　浩隆	前かずさ水道広域連合企業団副課長	令和４年６月14日 任期満了

（ウ）職員の構成

職種／性別	期首			期中の増減		期末			備考
	管理課	工事課	合　計	増	減	管理課	工事課	合　計	
男	７人	１１人	１８人		１人	７人	１０人	１７人	臨時職員１人
女	１人		１人			１人		１人	検針員２７人
計	８人	１１人	１９人			８人	１０人	１８人	

（４）契約に関する事項（主なもの）

契約年月日	契　約　の　内　容	契 約 の 相 手 方
令和４年４月１日	業務委託契約（夜間、休日受付業務受託）	副広域連合企業長
令和４年４月１日	業務委託契約（配水管等緊急修繕業務受託）	副広域連合企業長
令和４年４月１日	業務委託契約（丙止水栓設置業務受託）	副広域連合企業長
令和４年４月１日	業務委託契約（水道メーター交換業務受託）	副広域連合企業長
令和４年４月１日	業務委託契約（水道メーター検針業務受託）	副広域連合企業長
令和４年４月１日	業務委託契約（漏水待機業務受託）	副広域連合企業長
令和４年４月１日	業務委託契約（井戸水等量水器検針業務受託）	木更津市長
令和４年11月１日	業務委託契約（非常用飲料水アルミボトル缶製造）	エスエスケイフーズ㈱

（５）その他の事項

（ア）令和４年６月２８日　　公益目的支出計画実施報告書等提出（千葉県知事）

（イ）令和４年６月２９日　　一般財団法人変更登記申請　評議員、理事及び監事変更（法務局）

（ウ）令和４年１１月２１日　　特定寄附実施（かずさ水道広域連合企業団）

（エ）令和５年１月３１日　　非常用飲料水寄附実施（木更津市）

附属明細書

令和４年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

単位：円

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　減
Ⅰ　資産の部			
1.流動資産			
現預金	113,132,435	110,587,072	2,545,363
営業未収金	36,452,187	26,107,761	10,344,426
未収金	5,044,982	4,021,566	1,023,416
出資金	30,000	30,000	0
材料	4,441,223	4,160,845	280,378
丙止水栓	325,820	479,880	△ 154,060
仮払金	91,690	86,250	5,440
仮払消費税等	0	0	0
流動資産合計	**159,518,337**	**145,473,374**	**14,044,963**
2.固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2)特定資産			
退職給付引当資産	6,956,882	6,956,882	0
減価償却引資産	37,365,328	37,331,504	33,824
特定資産合計	44,322,210	44,288,386	33,824
(3)その他の固定資産			
車両運搬具	575,387	1,255,767	△ 680,380
工器具備品	18	31,902	△ 31,884
前払保険料	56,451,398	52,931,540	3,519,858
電話加入権	109,860	109,860	0
その他固定資産合計	57,136,663	54,329,069	2,807,594
固定資産合計	**106,458,873**	**103,617,455**	**2,841,418**
資産合計	**265,977,210**	**249,090,829**	**16,886,381**
Ⅱ　負債の部			
1.流動負債			
未払金	7,494,488	7,673,954	△ 179,466
未払費用	7,060,929	8,081,279	△ 1,020,350
預り金	1,605,347	1,605,833	△ 486
仮受消費税等	0	0	0
流動負債合計	**16,160,764**	**17,361,066**	**△ 1,200,302**
2.固定負債			
固定負債合計	**0**	**0**	**0**
負債合計	**16,160,764**	**17,361,066**	**△ 1,200,302**
Ⅲ　正味財産の部			
1.指定正味財産			
指定正味財産合計	**5,000,000**	**5,000,000**	**0**
2.一般正味財産			
一般正味財産	**244,816,446**	**226,729,763**	**18,086,683**
正味財産合計	**249,816,446**	**231,729,763**	**18,086,683**
負債及び正味財産合計	**265,977,210**	**249,090,829**	**16,886,381**

正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

単位：円

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	85	636	△ 551
基本財産運用収益	85	636	△ 551
事業収益	271,095,531	260,407,360	10,688,171
配水管事業収益	136,766,704	131,351,196	5,415,508
配水管修繕工事収入	117,245,219	111,454,246	5,790,973
その他受託業務収入	18,995,750	18,865,927	129,823
不断水穿孔機取扱業務収入	525,735	1,031,023	△ 505,288
給水管事業収益	46,165,042	38,346,488	7,818,554
給水装置修繕工事収益	6,938,442	7,425,488	△ 487,046
量水器交換業務収入	39,226,600	30,921,000	8,305,600
舗装事業収益	32,153,453	35,519,763	△ 3,366,310
配水管付帯舗装工事収入	32,153,453	35,519,763	△ 3,366,310
検針事業収益	56,010,332	55,189,913	820,419
検針業務収益	56,010,332	55,189,913	820,419
雑収益	1,372,948	1,564,896	△ 191,948
受取利息	7,677	7,961	△ 284
雑収入	1,365,271	1,556,935	△ 191,664
経常収益計	**272,468,564**	**261,972,892**	**10,495,672**
(2) 経常費用			
事業費	218,590,784	216,253,741	2,337,043
給料手当	82,498,056	80,054,561	2,443,495
法定福利費	12,824,139	13,552,731	△ 728,592
福利厚生費	2,189,428	2,177,209	12,219
被服費	422,230	418,545	3,685
消耗機材費	1,986,074	893,435	1,092,639
減価償却費	1,654,714	828,709	826,005
材料費	16,540,869	13,474,409	3,066,460
消耗品費	838,540	765,288	73,252
修繕費	1,037,972	1,805,089	△ 767,117
印刷製本費	94,550	94,550	0
借料・損料	1,235,790	1,150,950	84,840
燃料費	1,629,210	1,448,676	180,534
保険料	1,812,360	1,932,207	△ 119,847
手数料	751,000	817,137	△ 66,137
工事請負費	32,839,021	36,924,683	△ 4,085,662
委託料	43,961,131	43,804,182	156,949
非常用保存飲料水製造費	3,078,000	2,879,280	198,720
支払寄附金	13,000,000	13,000,000	0
租税公課	197,700	232,100	△ 34,400

単位：円

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　減
管理費	35,791,097	51,492,150	△ 15,701,053
役員報酬	198,000	78,000	120,000
給料手当	23,169,934	25,839,237	△ 2,669,303
法定福利費	3,812,882	4,755,640	△ 942,758
退職給付費用	0	11,860,700	△ 11,860,700
福利厚生費	1,148,577	1,150,646	△ 2,069
会議費	11,742	9,371	2,371
被服費	0	19,158	△ 19,158
旅費交通費	26,526	37,380	△ 10,854
通信運搬費	601,849	622,042	△ 20,193
教育研究費	594,657	696,095	△ 101,438
消耗品費	797,609	582,182	215,427
光熱水費	283,920	216,205	67,715
修繕費	210,140	45,455	164,685
賃借料	2,378,676	2,323,446	55,230
燃料費	39,330	39,351	△ 21
保険料	1,198,620	1,116,863	81,757
手数料	406,400	639,385	△ 232,985
租税公課	178,250	149,900	28,350
雑費	733,985	1,311,094	△ 577,109
経常費用計	**254,381,881**	**267,745,891**	**△ 13,364,010**
評価損益等調整前当期経常増減額	18,086,683	△ 5,772,999	23,859,682
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	**18,086,683**	**△ 5,772,999**	**23,859,682**
２．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	18,086,683	△ 5,772,999	23,859,682

正味財産増減計算書内訳表

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

単位：円

科　　目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
1．経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益		0	85	85
基本財産運用収益		0	85	85
事業収益		271,095,531		271,095,531
配水管事業収益		136,766,704		136,766,704
配水管修繕工事収入		117,245,219		117,245,219
その他受託業務収入		18,995,750		18,995,750
不断水穿孔機取扱業務収入		525,735		525,735
給水管事業収益		46,165,042		46,165,042
給水装置修繕工事収益		6,938,442		6,938,442
量水器交換業務収入		39,226,600		39,226,600
舗装事業収益		32,153,453		32,153,453
配水管付帯舗装工事収入		32,153,453		32,153,453
検針事業収益		56,010,332		56,010,332
検針業務収益		56,010,332		56,010,332
雑収益			1,372,948	1,372,948
受取利息			7,677	7,677
雑収入			1,365,271	1,365,271
経常収益計	**0**	**271,095,531**	**1,373,033**	**272,468,564**
(2) 経常費用				
事業費	16,564,712	202,026,072		218,590,784
給料手当	25,002	82,473,054		82,498,056
法定福利費	0	12,824,139		12,824,139
福利厚生費	0	2,189,428		2,189,428
被服費	0	422,230		422,230
消耗機材費	0	1,986,074		1,986,074
減価償却費	0	1,654,714		1,654,714
材料費	0	16,540,869		16,540,869
消耗品費	0	838,540		838,540
修繕費	0	1,037,972		1,037,972
印刷製本費	94,550	0		94,550
借料・損料	367,160	868,630		1,235,790
燃料費	0	1,629,210		1,629,210
保険料	0	1,812,360		1,812,360
手数料	0	751,000		751,000
工事請負費	0	32,839,021		32,839,021
委託料	0	43,961,131		43,961,131
非常用保存飲料水製造費	3,078,000	0		3,078,000
支払寄附金	13,000,000	0		13,000,000
租税公課	0	197,700		197,700

正味財産増減計算書内訳表

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

単位：円

科　　目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
管理費			35,791,097	35,791,097
役員報酬			198,000	198,000
給料手当			23,169,934	23,169,934
法定福利費			3,812,882	3,812,882
退職給付費用			0	0
福利厚生費			1,148,577	1,148,577
会議費			11,742	11,742
被服費			0	0
旅費交通費			26,526	26,526
通信運搬費			601,849	601,849
教育研究費			594,657	594,657
消耗品費			797,609	797,609
光熱水費			283,920	283,920
修繕費			210,140	210,140
賃借料			2,378,676	2,378,676
燃料費			39,330	39,330
保険料			1,198,620	1,198,620
手数料			406,400	406,400
租税公課			178,250	178,250
雑費			733,985	733,985
経常費用計	**16,564,712**	**202,026,072**	**35,791,097**	**254,381,881**
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 16,564,712	69,069,459	△ 34,418,064	18,086,683
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	**△ 16,564,712**	**69,069,459**	**△ 34,418,064**	**18,086,683**
２．経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 16,564,712	69,069,459	△ 34,418,064	18,086,683

財務諸表に対する注記

1．重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

(2)消費税の会計処理は、税抜法によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小　計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	6,956,882	0	0	6,956,882
減価償却引当資産	37,331,504	33,824	0	37,365,328
小　計	44,288,386	33,824	0	44,322,210
合　計	49,288,386	33,824	0	49,322,210

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科　　目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応するする額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	(5,000,000)	(0)	－
小　計	5,000,000	(5,000,000)	0	
特定資産				
退職給付引当資産	6,956,882	(0)	－	(0)
減価償却引当資産	37,365,328	(0)	(37,365,328)	(0)
小　計	44,322,210	(0)	(0)	
合　計	49,322,210	(5,000,000)	(37,365,328)	(0)

4．固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科　　目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	18,576,396	18,001,009	575,387
工器具備品	19,364,337	19,364,319	18
合　計	37,940,733	37,365,328	575,405

5. 実施事業資産

該当なし。

附 属 明 細 書

1.基本財産及び特定資産の明細

財務諸表の注記に記載しているため、内容の記載を省略している。

2. 引当金の明細

なし

監 査 報 告 書

一般財団法人木更津市水道サービスセンター
理 事 長　　和　　田　　　　啓　様

令和４年５月１３日

一般財団法人木更津市水道サービスセンター

監　事　金綱 房雄

監　事　嶋野 光弘

私たちは、一般財団法人木更津市水道サービスセンターの令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの事業年度の理事の職務の執行状況を監査いたしました。

その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

各監事は理事等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等から事業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の調査を行い、当該事業年度の事業報告及びその附属明細書の妥当性を検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関係書類の調査など必要と思われる監査手続を用いて当該事業年度の計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書の妥当性を検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告及びその附属明細書の内容は真実であると認めます。

（２）理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

（３）計算書類及びその附属明細書は、当事業年度の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認めます。

（４）公益目的支出計画実施報告書は、法令又は定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示していると認めます。

以上